

平成26年清瀬市議会第3回定例会

市長提出議案

| 議案番号等 | 議案名等 | 概 要 | 議決日 結 果 |
|------------|-----------------------------|--|--------------|
| 議案 第42号 | 平成25年度清瀬市一般会計歳入歳出決算 | 歳入総額 27,964,136千円 歳出総額 27,195,534千円 歳入歳出差引額 768,602千円 | 9月26日 認 定 |
| 議案 第43号 | 平成25年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 | 歳入総額 9,179,863千円 歳出総額 8,912,480千円 歳入歳出差引額 267,383千円 | 9月26日 認 定 |
| 議案 第44号 | 平成25年度清瀬市下水道事業特別会計歳入歳出決算 | 歳入総額 1,559,704千円 歳出総額 1,509,232千円 歳入歳出差引額 50,472千円 | 9月26日 認 定 |
| 議案 第45号 | 平成25年度清瀬市駐車場事業特別会計歳入歳出決算 | 歳入総額 88,174千円 歳出総額 86,648千円 歳入歳出差引額 1,526千円 | 9月26日 認 定 |
| 議案 第46号 | 平成25年度清瀬市介護保険特別会計歳入歳出決算 | 歳入総額 5,404,163千円 歳出総額 5,270,740千円 歳入歳出差引額 133,423千円 | 9月26日 認 定 |
| 議案 第47号 | 平成25年度清瀬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 | 歳入総額 1,553,916千円 歳出総額 1,544,233千円 歳入歳出差引額 9,683千円 | 9月26日 認 定 |
| 議案 第48号 | 平成26年度清瀬市一般会計補正予算(第1号) | 補正前の歳入歳出総額 27,685,000千円 補正後の歳入歳出総額 28,823,916千円 歳入総額 1,138,916千円 主なもの 地方交付税 150,314千円 国庫支出金 153,426千円 都支出金 75,584千円 寄附金 19,871千円 繰入金 133,934千円 繰越金 368,602千円 市債 230,000千円 歳出総額 1,138,916千円 主なもの 総務費 150,082千円 民生費 53,143千円 衛生費 11,010千円 | 9月26日 可 決 |

| | | | |
|------------|--|---|-------------|
| | | 農林業費 70,973千円 土木費 205,398千円 教育費 217,140千円 諸支出金 421,736千円 | |
| 議案 第49号 | 平成26年度清瀬市介護保険特別会計補正予算(第1号) | 補正前の歳入歳出総額 5,789,000千円 補正後の歳入歳出総額 5,918,444千円 歳入総額 129,444千円 主なもの 繰越金 128,423千円 歳出総額 129,444千円 主なもの 基金積立金 61,857千円 諸支出金 67,587千円 | 9月26日 可決 |
| 議案 第50号 | 清瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 | <p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第2項及び第46条第2項の規定により、幼稚園、保育園及び認定こども園を「施設型給付」に、家庭的保育業等を「地域型保育給付」の対象とするため、給付対象の確認の基準を定める条例を制定するものです。</p> <p>制定する条例では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の対象となる事業者等が事業運営する上での一般原則、施設等の利用定員を規定します。</p> <p>なお、国が示す確認に係る「従うべき基準」、「参酌する基準」のより実務的な基準に準じ、市は新たに規則を制定します。</p> <p>1 規定事項(概要)</p> <p>(1) 条例制定の趣旨及び専門的用語の定義を規定します。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が良質な教育及び保育ができるよう事業実施にあたっての一般原則を規定します。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設の利用定員を規定します。</p> <p>(4) 特定地域型保育事業の利用定員を規定します。</p> <p>(5) 実務的規程を規則で定めるよう規定します。</p> | 9月26日 可決 |
| 議案 第51号 | 清瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項の規定により、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」とい | 9月26日 可決 |

| | | | |
|------------|-----------------------------------|---|-------------|
| | | <p>う。)の認可事業)の認可にあたっての設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。</p> <p>制定する条例では、家庭的保育事業等を実施する上での最低基準をはじめ、設備及び運営の基準を策定するにあたって事業者等の一般原則等を規定します。</p> <p>なお、国が示す設備及び運営に係る「従うべき基準」、「参酌する基準」のより実務的な基準に準じ、市は新たに規則を制定します。</p> <p>1 規定事項(概要)</p> <p>(1) 条例制定の趣旨を規定します。</p> <p>(2) 条例において基準を設定する目的、また、家庭的保育事業等における最低基準を向上させるため、事業者への勧告を規定します。</p> <p>(3) 家庭的保育事業者等が最低基準の設定を理由に、現状より設備及び運営を低下させないよう規定します。</p> <p>(4) 家庭的保育事業者等が利用乳幼児の人権等に配慮して事業を運営するよう、一般原則を規定します。</p> <p>(5) 実務的規程を規則で定めるよう規定します。</p> | |
| 議案 第52号 | 清瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 | <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業(保護者が日中就労等で家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に遊びや生活の場を提供する事業)の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。</p> <p>制定する条例では、放課後児童健全育成事業を運営する上での最低基準をはじめ、設備及び運営の基準を策定するにあたって事業者等の一般原則等を規定します。</p> <p>なお、国が示す設備及び運営に係る「従うべき基準」、「参酌する基準」のより実務的な基準に準じ、市は新たに規則を制定します。</p> <p>1 規定事項(概要)</p> <p>(1) 条例制定の趣旨を規定します。</p> <p>(2) 条例において基準を設定する目的、また、放課後児童健全育成事業における最低基準を向上させるため、事業者への勧告を規定します。</p> <p>(3) 放課後健全育成事業者が最低基準の設定を理</p> | 9月26日 可決 |

| | | <p>由に、現状より設備及び運営を低下させないよう規定します。</p> <p>(4) 放課後健全育成事業者が児童の自主性、社会性及び創造性の向上等を図りつつ、健全な育成を図れるようにするため、施設及び運営に関して一般原則を規定します。</p> <p>(5) 放課後健全育成事業を実施するにあたっての開所時間及び開所日程を規定します。</p> <p>(6) 実務的規程を規則で定めるよう規定します。</p> | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------------------|---|-------|-----|-----|---|--------------------|-------|------|-------|--------------------|-------|-------|--|--------------|
| 議案 第53号 | 清瀬市市税条例の一部を改正する条例 | <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の公布により、清瀬市市税条例の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正内容（概要）</p> <p>1 個人住民税</p> <p>(1) 肉用牛の売却益の事業所得は、所得割を課さない特例措置を延長するものです。（平成27年度→30年度）</p> <p>(2) 優良住宅地造成等に係る長期譲渡の益について、課税に特別な計算を用いる特例措置の延長をするものです。（平成26年度→29年度）</p> <p>2 法人住民税</p> <p>法人住民税法人税割の税率が以下のように2.6%引下げる（都民税は、1.8%引下げ。）改定するものです。同時に国は、新たに国税として税率4.4%の地方法人税制度を創設し、交付税特別会計に繰入れることとなります。（平成26年10月1日適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準税率 （資本金1億円未満）</td> <td>12.3%</td> <td>9.7%</td> <td>▲2.6%</td> </tr> <tr> <td>制限税率 （資本金1億円以上）</td> <td>14.7%</td> <td>12.1%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 軽自動車税</p> <p>軽自動車税の税率を平成27年度分（三輪車以上の軽自動車は27年度登録以降の車両を対象）から次のように改定するものです。</p> <p>また、13年を経過した三輪以上の軽自動車には、平成28年度から20%の加算課税を導入する改</p> | | 現 行 | 改正後 | 差 | 標準税率 （資本金1億円未満） | 12.3% | 9.7% | ▲2.6% | 制限税率 （資本金1億円以上） | 14.7% | 12.1% | | 9月26日 可 決 |
| | 現 行 | 改正後 | 差 | | | | | | | | | | | | |
| 標準税率 （資本金1億円未満） | 12.3% | 9.7% | ▲2.6% | | | | | | | | | | | | |
| 制限税率 （資本金1億円以上） | 14.7% | 12.1% | | | | | | | | | | | | | |

正をします。

| 車種区分 | | 税 率 | | |
|---------------------|------------------|--------|--------|---------|
| | | 現 行 | 改正後 | |
| 原 付 | 50cc以下 | 1,000円 | 2,000円 | |
| | 90cc以下 | 1,200円 | 2,000円 | |
| | 125cc以下 | 1,600円 | 2,400円 | |
| | ミニカー | 2,500円 | 3,700円 | |
| 軽二輪 (250cc以下) | | 2,400円 | 3,600円 | |
| 小型二輪 (250cc超) | | 4,000円 | 6,000円 | |
| 三輪 | | 3,100円 | 3,900円 | |
| 四輪以上 (軽自動 車等) | 乗 用 | 自 家 | 7,200円 | 10,800円 |
| | | 営 業 | 5,500円 | 6,900円 |
| | 貨 物 用 | 自 家 | 4,000円 | 5,000円 |
| | | 営 業 | 3,000円 | 3,800円 |
| | 専ら雪上の用 に供するもの | | 2,400円 | 3,600円 |
| | 小型特殊 | 農耕用 | 1,600円 | 2,400円 |
| その他 | | 4,700円 | 5,900円 | |

4 固定資産税

わがまち特例が導入されたことにより、公共の
危害防止措置として設置された施設又は設備等に
対し、固定資産税の軽減を規定する一部改正をす
るものです。

- (1) 汚水又は廃液処理施設 (3分の1に軽減)
- (2) 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設及び
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設
(ドライクリーニング機の機器改善、2分の1
に軽減)
- (3) ノンフロン製品 (業務用冷蔵庫対象) の導入
(4分の3に軽減)

※ なお、条例改正を要しない法律の一部改正によ
り、以下のとおり個人住民税に係る給与所得控除
の上限が段階的に引下げられます。

| | | | |
|----------|-----------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 導入年 度 | 現 行 (平成26 ～28年度 分) | 平成29年 度分の個 人住民税 ① | 平成30年度 分以後の個 人住民税 ② |
| 上限額 | | | |

| | | 上限額 給与収 入 | 1,500万円 | 1,200万円 | 1,000万円 | |
|---------------|-------------------------|---|---------|---------|---------|--------------|
| | | 給与所 得控除 の上限 額 | 245万円 | 230万円 | 220万円 | |
| 議 案 第 54 号 | 清瀬市印鑑条例の一部を改正する条例 | 性同一性障害等を取り巻く昨今の社会情勢の変革に対応するため、印鑑登録事項及び印鑑登録証明書から性別欄を削除する一部改正をするものです。 | | | | 9月26日 可 決 |
| 議 案 第 55 号 | 清瀬市まちを美しくする条例の一部を改正する条例 | <p>主要幹線道路（歩道含む。）及び屋外の公共施設等での立ち止まり喫煙並びに歩行中又は自転車、原動付自転車、自動二輪車運転中（以下「自転車等乗車中喫煙」という。）の喫煙を禁止するため、新たに「特定分煙強化地区」を指定できるよう一部改正するものです。</p> <p>改正により、清瀬駅及び秋津駅を中心におおよそ半径200メートル以内の主要幹線道路等を特定分煙強化地区に指定し、受動喫煙防止を推進します。</p> <p>なお、同条例に規定する環境美化推進重点地域での歩行中又は自転車等乗車中喫煙と同様、特定分煙強化地区での禁止行為も2,000円の過料徴収の対象とします。</p> | | | | 9月26日 可 決 |
| 議 案 第 56 号 | 清瀬市道の路線の廃止について | <p>市道の付替交換のため、路線を廃止するものです。</p> <p>清瀬市道3241号線 （野塩一丁目、野塩ことぶき児童遊園南側）</p> | | | | 9月26日 承 認 |
| 議 案 第 57 号 | 清瀬市道の路線の認定について | <p>開発行為に伴う無償譲渡受け入れのため、市道の認定をするものです。</p> <p>清瀬市道1342号線 （下清戸二丁目、清瀬第八小学校南側） 清瀬市道3398号線 （中里三丁目、中里児童遊園北側） 清瀬市道3399号線 （中里三丁目、中里児童遊園東側）</p> | | | | 9月26日 承 認 |

| | | | |
|-----------------------|--------------------------|--|----------------------|
| <p>議 案 第 58 号</p> | <p>清瀬市教育委員会委員の任命について</p> | <p>伊豆倉和恵教育委員会委員の任期満了により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって新たに市長が清瀬市教育委員会委員を任命する必要があるため、同条同項の規定に基づき議会の同意を得るものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>埼玉県入間市久保稻荷一丁目10番地1</p> <p>扇町屋団地11-501</p> <p>みや かわ やす ゆき 宮 川 保 之</p> | <p>9月26日 同 意</p> |
|-----------------------|--------------------------|--|----------------------|